共済金報告・請求・支給までの流れ

【単子連】

1　事故発生

◆事故発生の報告（市町村子連へ）

【市町村子連】

1

◆事故第一報報告書作成、提出（県子連へFAX、メール、郵送）

※事故発生日から３０日以内（重要）

※ＫＹＴの実施状況も必ず記入

【県子連】

1

◆受付、今後の手続き確認

※受付済と今後の手続きを市町村子連へ確認連絡（TEL、メールにて）

2　第一報受付済の連絡

（単子連へ）

２　市町村子連からの受付済みの連絡を受ける（被害者へ連絡）

3　共済金の請求

３共済金の請求

３共済金の請求

★共済請求権の発生した日から６０日以内に所定の書類を提出（重要）

【請求権発生日とは】事故による治療が終了したとき又は事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過したときのいずれか早いときに共済金の請求手続きを行う。●期限を過ぎた場合・・・遅延理由書提出添付

請求権発生時期が来たら、下記の書類を作成し提出する。

【３点セット】

①共済金請求書兼事故証明書

②個人情報の取扱いについての同意書

③医療報告書又は医療費の領収書（写）又は診療明細書（写）

【３点セット】を確認し、県子連へ郵送する。

※市町村子連会長の押印あり

※市町村子連事務局の受付欄、押印あり

【３点セット】を確認し全子連へ郵送する。

4共済金の支給連絡

全子連にて審査後支給市町村子連へ支給日の連絡

４共済金の支給連絡

単子連へ支給日の連絡

４共済金の支給連絡

共済金の振込の確認（請求者へ連絡）

※振込の確認